

令和7年度 全日本中学校道德教育研究会・役員・理事会

道德教育の更なる改善・充実を目指して

令和7年7月5日(土)
文部科学省初等中等教育局教育課程科 教科調査官
国立教育政策研究所 教育課程調査官
大平 剛 生

高等学校学習指導要領第1章第1款2

学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

人間としての在り方生き方に関する教育
学校の教育活動全体を通じて

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

高等学校公民科と中学校社会科及び特別の教科である道德との関連

高等学校学習指導要領第1章第7款1 道德教育に関する配慮事項

なお、道德教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

高等学校学習指導要領第2章第3節「公共」の3 内容の取扱い

(1)イ 中学校社会科及び特別の教科である道德、高等学校公民科に属する他の科目、この章に示す地理歴史科、家庭科及び情報科並びに特別活動などとの関連を図るとともに、項目相互の関連に留意しながら、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに指導が偏らないようにすること。

中学校社会科及び道德科の
学習の成果を生かす

高等学校公民科と中学校社会科及び特別の教科である道德との関連

高等学校学習指導要領第2章第3節「公共」の3 内容の取扱い

(1)イ 中学校社会科及び特別の教科である道德、高等学校公民科に属する他の科目、この章に示す地理歴史科、家庭科及び情報科並びに特別活動などとの関連を図るとともに、項目相互の関連に留意しながら、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに指導が偏らないようにすること。

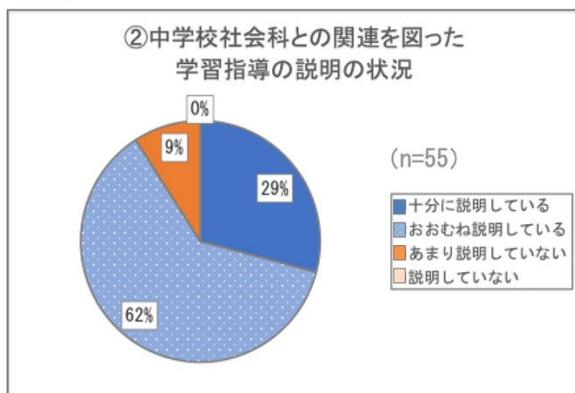
中学校社会科及び道德科の
学習の成果を生かす

中学校特別の教科である道德の内容として定めている22項目の中にも、「公共」の内容と共通していたり、あるいは関連の深い項目が多く含まれていたりする。したがって、「公共」の指導においては、このような中学校の道德教育における指導を受け継ぐよう、十分関連を図る必要がある。これらの関連を図る際、生徒の発達の段階を考慮し、指導内容が中学校から高等学校へと一層深化、発展したものとなるよう配慮する必要がある。（高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編p81）

【中学校社会科及び特別の教科である道徳との関連を図った学習指導の説明の状況】



②「公共」と中学校社会科との関連を図った学習指導について、どの程度説明していますか。

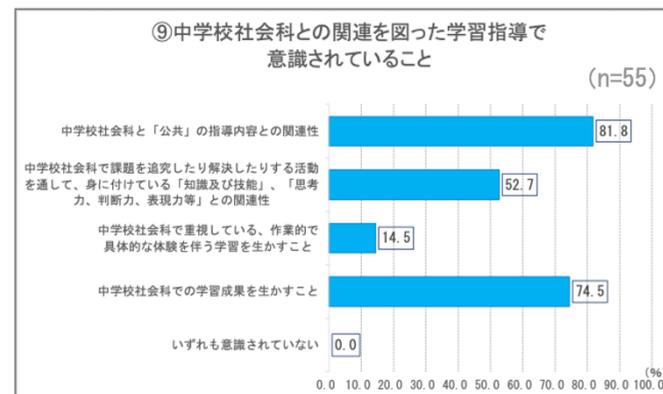


令和7年度各教科等担当指導主事連絡・研究協議会資料より

【中学校社会科及び特別の教科である道徳との関連を図った学習指導の在り方】



⑨「公共」と中学校社会科との関連を図った学習指導では、次のことが意識されていますか（複数回答可）。



令和7年度各教科等担当指導主事連絡・研究協議会資料より

A 主として自分自身に関すること

〔自主, 自律, 自由と責任〕

自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。

〔節度, 節制〕

望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。

〔向上心, 個性の伸長〕

自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。

〔希望と勇気, 克己と強い意志〕

より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気を持ち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。

〔真理の探究, 創造〕

真実を大切に、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。

B 主として人との関わりに関すること

〔思いやり, 感謝〕

思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。

〔礼儀〕

礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。

〔友情, 信頼〕

友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。

〔相互理解, 寛容〕

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

[遵法精神, 公德心]

法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

[公正, 公平, 社会正義]

正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。

[社会参画, 公共の精神]

社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。

[勤労]

勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。

[家族愛, 家庭生活の充実]

父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。

[よりよい学校生活, 集団生活の充実]

教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。

[郷土の伝統と文化の尊重, 郷土を愛する態度]

郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。

[我が国の伝統と文化の尊重, 国を愛する態度]

優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。

[国際理解, 国際貢献]

世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。

D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること

[生命の尊さ]

生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえない生命を尊重すること。

[自然愛護]

自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。

[感動, 畏敬の念]

美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。

[よりよく生きる喜び]

人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。

10 遵法精神, 公德心

法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

(小学校) [規則の尊重]

[第1学年及び第2学年] 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。

[第3学年及び第4学年] 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。

[第5学年及び第6学年] 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。

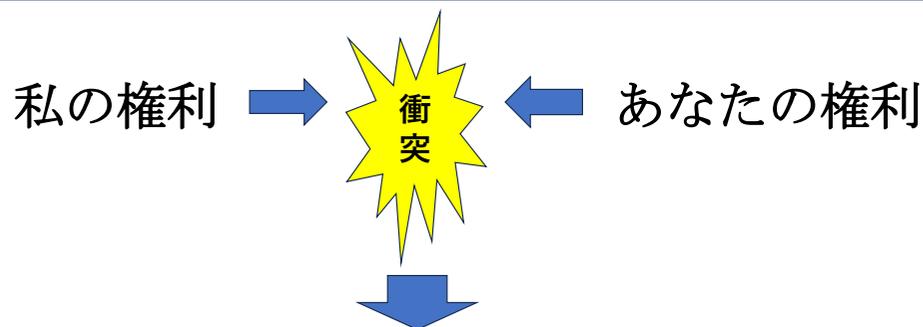
遵法精神、公德心

遵法精神は、公德心によって支えられている。公德心とは、社会生活の中で守るべき正しい道としての公德を大切にする心である。一人一人の日常生活の中で具体的に生かされることで、住みよい社会が実現できる。法やきまりについては、その遵守とともに、一人一人が当事者として関心をもつことが大切であり、適正な手続を経てこれらを変えることも含め、その在り方について考えることが必要である。また、**他人の権利を尊重し、自分の権利を正しく主張するとは、互いの権利の主張が調和し両立できるようにすること**である。自らに課せられた義務を果たすことが、結果として規律ある安定した社会の実現に貢献することになる。義務とは、ここでは人に課せられる法的拘束であり、自分の好き嫌いに限りなくすべきことである。

(中学校学習指導要領(平成29年告示)解説特別の教科 道徳編) p44

高等学校段階への発展を踏まえて、自分たちを拘束すると感じる法やきまりが自分たちを守るだけではなく、**自分たちの社会を安定的なものにしていることを考えさせ**、よりよいものに変えていこうとするなど積極的に法やきまりに関わろうとする意欲や態度を育てるとともに、**権利と義務の関係**について、例えば法的に強制力のない義務を果たすことが理性的な人間としての生き方につながることを考えさせるなど、**公德心に関わる道徳性を意識した指導の工夫が必要**である。これらのことを踏まえて、**自分たちが社会の構成員の一人であることの意識**をもちながら、「私」を大切にする心と「公」を大切にする心の関係について考えを深めさせることが望まれる。

(中学校学習指導要領(平成29年告示)解説特別の教科 道徳編) p45



どちらの権利も行使されず！

だから「法（きまり）」で調整しよう！ = 法の意義（役割）

「拘束するもの」という他律的な捉え方から
自律的な捉え方へ

さらに、「社会の安定化」を視野に

さらに、「社会の構成員」の意識へ

1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

(中学校学習指導要領(平成29年告示)第3指導計画の作成と内容の取扱い)

自主、自律、自由と責任

自ら考え、判断し、実行し、自己の行為の結果に責任をもつことが道徳の基本である。したがって、深く考えずに多数派に付和雷同したり、責任を他人に転嫁したりするのではなく、自らの規範意識を高め、自らを律することができなければならない。どのような小さな行為でも、自分で考え、自分の意志で決定したものであるとの自覚に至れば、人間はその行為に対して責任をもつようになる。そこに、道徳的自覚に支えられた自律的な生き方が生まれ、自らの責任によって生きる自信が育ち、一個の人間としての誇りがもてるようになるのである。

(中学校学習指導要領(平成29年告示)解説特別の教科 道徳編) p26

自主、自律、自由と責任

「その結果に責任をもつ」とは、ある行為により生じた自分が負うべき義務を良心的に忠実に果たすことである。責任とは、ある人の行為がある事態に対して原因となっているとされる場合、生じた結果に対して応答し、対処することである。したがって、行為者にその行為をする自由があることを前提としている。自由とは自らに由ることであり、自らの意志や判断で行動することである。自由な意志や判断に基づいた行動には責任が求められる。

(中学校学習指導要領(平成29年告示)解説特別の教科 道徳編) p26

自主、自律、自由と責任

指導に当たっては、小学校における指導内容を更に発展させ、より高次の自立心や自律性を高め、規律ある生活をしようとする心を育てることが必要である。中学校ではまず、自己の気高さに気付かせ、何が正しく、何が誤りであるかを自ら判断して望ましい行動をとれるようにすることが大切である。日常のどのような小さな行為においても、自ら考え、判断し、自分の自由な意志に基づいて決定し、それに対して責任をもたなければならないことを実感させる必要がある。そうした経験を通し、失敗も含めて自己の責任において結果を受け止めることができるようになる。

(中学校学習指導要領(平成29年告示)解説特別の教科 道徳編) p27

10 遵法精神、公德心

法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

(小学校) [規則の尊重]

〔第1学年及び第2学年〕 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。

〔第5学年及び第6学年〕 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。

(中学校学習指導要領(平成29年告示)解説特別の教科 道徳編) p44

公正、公平、社会正義

正義とは、人が踏み行うべき正しい道筋や社会全体としての正しい秩序などを広く意味し、法にかなっていることや各人に正当な持分を与えるという意味もある。公正さとは、分配や手続の上で公平で偏りがなく、明白で正しいことを意味する。…

よりよい社会を実現するためには正義と公正さを重んじる精神が不可欠であり、物事の是非を見極めて、誰に対しても公平に接し続けようとする必要がある。また、法やきまりに反する行為と同様に、自他の不公正に気付き、それを許さないという断固とした姿勢と力を合わせて積極的に差別や偏見をなくす努力が重要である。

(中学校学習指導要領(平成29年告示)解説特別の教科 道徳編) p46

道徳科の内容項目は、22項目にまとめられている。

中学校の段階は、小学校の段階よりも心身両面にわたる発達が著しく、他者との連帯を求めると同時に自我の確立を求め、自己の生き方についての関心が高まる時期であり、やがて人生観や世界観ないし価値観を模索し確立する基礎を培う高等学校生活等につながっていく。中学校の道徳の内容項目は、このような中学生の発達的特質を考慮し、自ら考え行動する主体の育成を目指した効果的な指導を行う観点から、重点的に示したものである。

(中学校学習指導要領(平成29年告示)解説特別の教科 道徳編) p20

(1) 関連的、発展的な取扱いの工夫

- ア 関連性をもたせる
- イ 発展性を考慮する

(2) 各学校における重点的指導の工夫

…重点的に指導しようとする内容項目についての扱いを工夫しなければならない。例えば、その内容項目に関する指導について年間の授業時数を多く取ることや、一つの内容項目を何回かに分けて指導すること、幾つかの内容項目を関連付けて指導することなどが考えられる。このような工夫を通して、より生徒の実態に応じた適切な指導を行う必要がある。

(中学校学習指導要領(平成29年告示)解説特別の教科 道徳編) p21・22

学習指導要領の改訂に向けて

令和6年12月25日

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について

（令和6年12月25日中央教育審議会諮問）【概要】

子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

- 不確実性の高まり（少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等）
→子供たちは、激しい変化が止まることがない時代を生きる
- 労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換
→自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性
- 内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽への指摘
→多様な他者と、当事者意識を持った対話により問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性
- テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく多様な個人の思いを具現化するチャンスも生み出す
→生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにすることが不可欠

現在の学校現場の状況

- 現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようにするか」を明確化し、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を提示
- コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末やクラウド環境も活用し、積力的な授業改善が行われてきた
- 全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている
→我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を上げ続けている

顕在化している課題

- ①主体的に学びに向かうことができない子供の存在
 - ・学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができない子供の増加
 - ・不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題
 - ・これらに向き合うことは、「正義主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも重要
- ②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば
 - ・習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、概念としての知識の習得や深い意味理解をすること、自分の考えを持ち、根拠を持って明確に説明すること、自律的に学ぶ自信がある生徒が少ないこと、等に依然として課題
 - ・子供の社会参画の意識、将来の夢を持つ子供の割合等についても、改善傾向も見られるものの国際的に見て低い状況
- ③デジタル学習基盤の効果的な活用
 - ・デジタル学習基盤^(※)は、一人一人のよさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているが、効果的な活用は緒に就いたばかり
 - ・我が国のデジタル競争力は国際比較でも低位であり、デジタル人材育成強化は喫緊の課題
 - ・「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要

(※) GIGAスクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤

- 子供たちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きい
→これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要
- 教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性
→令和6年8月の中央教育審議会答申に基づく教員の勤務環境整備と整合させつつ、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展

※別途諮問している「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」に係る検討と連携

主な審議事項

- 1 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方
 - 生成AIが発展する状況の下、知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりが重要となる中、そうした授業改善に直結する学習指導要領とするための方策（特に、各教科等の中核的な概念を中心に、目標・内容を一層構造化）
 - 目標・内容の記載に表形式等を活用すること、学校種間・教科等間の関係を俯瞰しやすくすることのほか、デジタル技術を活用した工夫の在り方
 - 重要な理念の関係性の整理（「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」、「学習の基盤となる資質・能力」等）
 - デジタル学習基盤の活用を前提とした、資質・能力をよりよく育成するための各教科等の示し方
 - 学習改善・授業改善に効果的な評価の観点や頻度、形式的・総合的評価の在り方（特に、「主体的に学習に取り組む態度」をはじめ観点別学習状況の把握をより豊かな評価につなげるための改善）
- 3 各教科等やその目標・内容の在り方
 - 小・中・高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る方策（生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を含む）
 - 質の高い探究的な学びを実現するための「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の改善の在り方（情報活用能力の育成との一体的な充実等を含む）
 - 高等教育段階でデジタル・理数分野への学部転換等の取組が進む中での、初等中等教育段階における文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方
 - 生成AIの活用を含めた今後の外国語教育の在り方、手帳に質の高い翻訳も可能となる中で外国語を学ぶ意義についての考え方
 - 教育基本法、学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教員の改善の在り方
 - 多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善の在り方
 - 特別支援学級や通級指導に係る特別の教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方
 - 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策

- 2 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方
 - 興味・関心や能力・特性に応じて子供が学び及び自己調整し、教材や方法を選択できる学習環境デザインの重要性、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方
 - 教師に余力を生み、教育の質の向上に資する可能性も含めた、子供たちの可能性が幅広く柔軟な教育課程編成の促進の在り方（各種特別校制度等を活用しやすくすること、標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業週数の示し方）
 - 高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のための、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方
 - 不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂するシステムの構築に向けた教育課程上の特別等の在り方
- 4 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策
 - 教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい方策（学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書を含む）
 - 現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上で、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の充実の在り方
 - 新たな学びにふさわしい教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方
 - 情報技術など変化の激しい分野において、教師の負担軽減を図りつつ最新の教育内容を扱うことを可能とするための方策
 - 各学校での柔軟な教育課程編成を促進し、多様な取組の展開に資する、教育委員会への支援強化、指導主事の資質・能力の向上の在り方
 - コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずに「か・く・ま・ま・ま」を実現する方策
 - 学習指導要領の趣旨・内容について、保護者をはじめ社会全体と共有するとともに、学校種を超えて一人一人の教師に浸透を促す方法の在り方

子供たちにとって重要なこと

子供たちにとって重要なこと

自らの人生を舵取りする力を身につけること



持続可能な社会の創り手となること



豊かな可能性を開花できること



人生を舵取りする力

持続可能な社会の創り手

可能性の開花

顕在化している課題

子供一人ひとりに目を向けた時に見えてきた課題

学習指導要領の理念や趣旨の浸透が道半ば

習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、概念としての知識の習得や深い意味理解をすること、自分の考えを持ち、根拠を持って明確に説明すること、自律的に学ぶ自信がある生徒が少ない

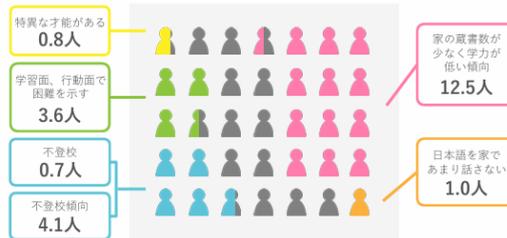
子供の社会参画の意識、将来の夢を持つ子供の割合等についても、改善傾向も見られるものの国際的に見て低い状況

デジタルを活用した効果的な学びについて

「デジタルかリアルか」、「デジタルか紙か」といった二項対立に陥らず、「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要

多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の必要性

-小学校35人学級における子供の多様性*-
*各種調査に基づく出現率から算出



どのような論点について検討するのか

質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

各教科等の中核的な概念を中心とした一層の構造化



知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりを意識した授業改善に向けて、各教科の目標・内容はどのように整理するとよいか

どのような論点について検討するのか

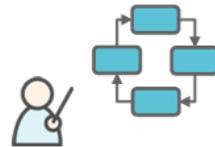
質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

表形式やデジタルを活用した示し方



学習指導要領の目標や内容の記載に表形式等を活用すること、学校種間・教科等間の関係性を俯瞰しやすくすること、デジタル技術を活用し誰もが理解し使いやすくすること等の観点からどのような工夫が考えられるか

学習評価の在り方

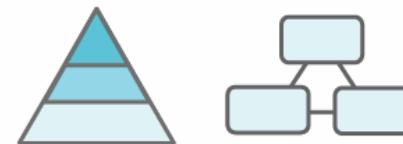


学習評価を児童生徒の学習や教師の授業の改善に役立てるためには、観点や頻度等をどう改善したらよいか

どのような論点について検討するのか

質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

重要な理念の関係性の整理のし方



「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学びと協働的な学び」「学習の基盤となる資質・能力」など、重要な理念の関係をどう整理したらよいか

デジタル学習基盤を前提とした資質・能力の示し方



1人1台端末等の活用を前提に、児童生徒の資質・能力をよりよく育成するには、各教科等の目標や内容をどう示すとよいか

どのような論点について検討するのか

各教科等やその目標・内容の在り方

情報活用能力の抜本的向上を図る方策



小中高等学校を通じて、生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化など情報活用能力を抜本的に向上させるための方法はどのようなものがあるか

主体的に社会参画するための教育の改善の在り方



教育基本法や学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨を踏まえ、子供が主体的に社会参画するための教育の改善をどう考えるか



中等教育資料 4

中学校・高等学校の授業研究と教育実践の進化・実証のために

令和5年
No.1043

特集

道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の推進

教育小説 荻野目洋子(著)
新コーナー StuDx Styleへの扉



文部科学省教育課程課編集